



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社エヌエフ回路設計ブロック  
代表者名 代表取締役社長 高橋 常夫  
(JASDAQ・コード 6864)

問合せ先

常務取締役業務管理本部長 大滝 正彦  
電話 045-545-8101

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、定款一部変更について、平成27年6月24日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

会社法第 427 条の改正を機に、取締役（業務執行取締役である者を除く。）、監査役が期待される役割・機能を更に十分に発揮できるようにするため、また今後も引続き取締役（業務執行取締役である者を除く。）、監査役として適切な人材を確保できるようにするため、更に役員間の責任権衡を図るべく、取締役（業務執行取締役である者を除く。）、監査役と責任限定契約を締結することができるよう規定を新設するものであります。また、これに併せて、従来 of 会計監査人と責任限定契約を締結できる旨の定款の定め、上限額に関する定めを追加するものであります。

なお、定款第 32 条第 2 項の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

また、本議案をご承認いただいた場合には、社外取締役、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする旨の責任限定契約を締結する予定としております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日（予定）

以上

## 現行定款・変更案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第 32 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 32 条 (現行通り)</p> <p>2 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(監査役の責任免除) 第 43 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 43 条 (現行通り)</p> <p>2 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(会計監査人の責任免除) 第 47 条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(会計監査人の責任免除) 第 47 条 (現行通り)</p> <p>2 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>